

香川労働局発表

平成 29 年 8 月 28 日

担  
当

香川労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 小松 良弘

衛生専門官 植田 泰明

【電話】 087-811-8920 (直通)

【夜間】 087-811-8926 (呼出)

HP : <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 「ストレスチェック制度」の実施状況公表!

～ 香川の実施状況を初公表(7 月末時点) ～

香川労働局(局長 辻 知之)は、平成 27 年 12 月 1 日から労働者数 50 人以上の事業場を対象に、年 1 回の実施が義務付けられた「ストレスチェック制度」の実施状況について、施行から 1 年 8 か月経過した平成 29 年 7 月 31 日時点における実施状況を公表します。(別添参照)

### 【 ストレスチェック (SC) 制度の実施状況の主な特徴 (香川) 】注)

- 1 SC の実施義務対象のうち、約 86% の事業場で SC 制度を実施しており、全国平均を 3% 上回っている。
- 2 SC を実施した事業場の在籍労働者中、SC を受けた労働者の割合は約 80% で、全国平均を 2% 上回っている。
- 3 SC を受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者は 0.7% で、全国平均を 0.1% 上回っている。
- 4 SC を実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約 29% で、全国平均を 4% 下回っている。

また、医師による面接指導は、事業場規模が大きいほど実施率が高く、これは全国平均と同じ傾向。

- 5 SC を実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約 79% で、全国平均を 1% 上回っている。

また、集団分析は、事業場規模が大きいほど実施率が高く、これは全国平均と同じ傾向。

(参考) 平成 28 年 8 月時点における SC の実施状況 (自主点検結果) は、30.6% でした。(平成 28 年 9 月 29 日発表「ストレスチェック制度実施は約 3 割にとどまる。」により公表済み。)

注) 全国平均の数値は、平成 29 年 6 月末日時点の厚生労働省調べです。

※ 香川労働局(各労働基準監督署)では、残る約 14% の未実施(未報告)事業場に対し、引き続き、早期実施のための行政指導(文書、電話等による督促)を実施し、未実施(未報告)事業場の解消に努めています。

ストレスチェック制度の実施状況（香川）
---------------------

香川労働局調べ（平成 29 年 7 月末時点）

厚生労働省調べ【全国数値：平成 29 年 6 月末時点】

## 1 ストレスチェック（SC）制度の実施状況

◎ 平成 29 年 7 月末現在（以下、同じ。）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の監督署に実施報告書の提出があった事業場は約 86%。

【全国：約 83%】

## (1) 事業場の規模別（%：SC 実施事業場数／SC 対象事業場（50 人以上）数）

事業場規模	50～ 99 人	100 人～ 299 人	300 人～ 999 人	1,000 人～	全規模計
ストレスチェックを実施した事業場の率	81.8	91.8	83.1	100.0	85.5

## (2) 事業場の（主な）業種別（%：同上）

業種	製造業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	商業
ストレスチェックを実施した事業場の率	88.6	94.1	76.4	81.8	85.4

金融 広告業	通信業	教育 ・研究業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	全 業種計
88.9	91.3	80.0	90.5	61.3	64.3	85.5

## (3) 事業場の監督署別（%：同上）

署	高松署	丸亀署	坂出署	観音寺署	東かがわ署	全署計
ストレスチェックを実施した事業場の率	85.1	82.7	81.5	90.4	94.9	85.5

《以下2～5は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況》

2 ストレスチェックの受検状況（%：SC受検労働者数／在籍労働者数）

◎ 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約80%。【全国：約78%】

事業場規模	50～ 99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1,000人～	全規模計
ストレスチェックを受けた労働者の率	79.2	80.5	84.3	71.1	80.2

3 ストレスチェック実施者（SCを行った医師等）の選任状況

（%：①、②、③／SC実施者数（事業場の割合））

◎ 約63%の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェックを実施している。

【全国：約58%】

事業場規模	50～ 99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1,000人～	全規模計
事業場内の産業医等	62.9	60.7	84.7	55.6	63.4
① 事業場選任の産業医	54.4	49.7	64.4	55.6	53.3
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師又は精神保健福祉士	8.5	11.0	20.3	0	10.1
③ 外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	37.1	39.3	15.3	44.4	36.6

4 医師による面接指導の実施状況

（1）医師による面接指導を受けた労働者の状況（%：面接指導受検労働者数／SC受検労働者数）

◎ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者は0.7%。【全国：0.6%】

事業場規模	50～ 99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1,000人～	全規模計
医師による面接指導を受けた労働者率	0.9	0.7	0.7	0.3	0.7

(2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

ア 医師による面接指導の実施状況（％：面接指導実施事業場数／SC 実施事業場数）

- ◎ ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約 29％。【全国：約 33％】

事業場規模	50～ 99 人	100 人～ 299 人	300 人～ 999 人	1,000 人～	全規模計
医師による面接指導を受けた労働者率	21.9	34.7	57.6	66.7	29.3

イ 面接指導実施者の選任状況（％：①、②、③／面接指導実施者数（事業場の割合））

- ◎ 医師による面接指導の実施した事業場のうち、約 85％の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を実施している。【全国：約 79％】

事業場規模	50～ 99 人	100 人～ 299 人	300 人～ 999 人	1,000 人～	全規模計
① 事業場選任の産業医	83.2	86.7	91.2	66.7	85.3
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）	3.5	5.0	0	0	3.7
③ 外部委託先の医師	13.3	8.3	8.8	33.3	11.0

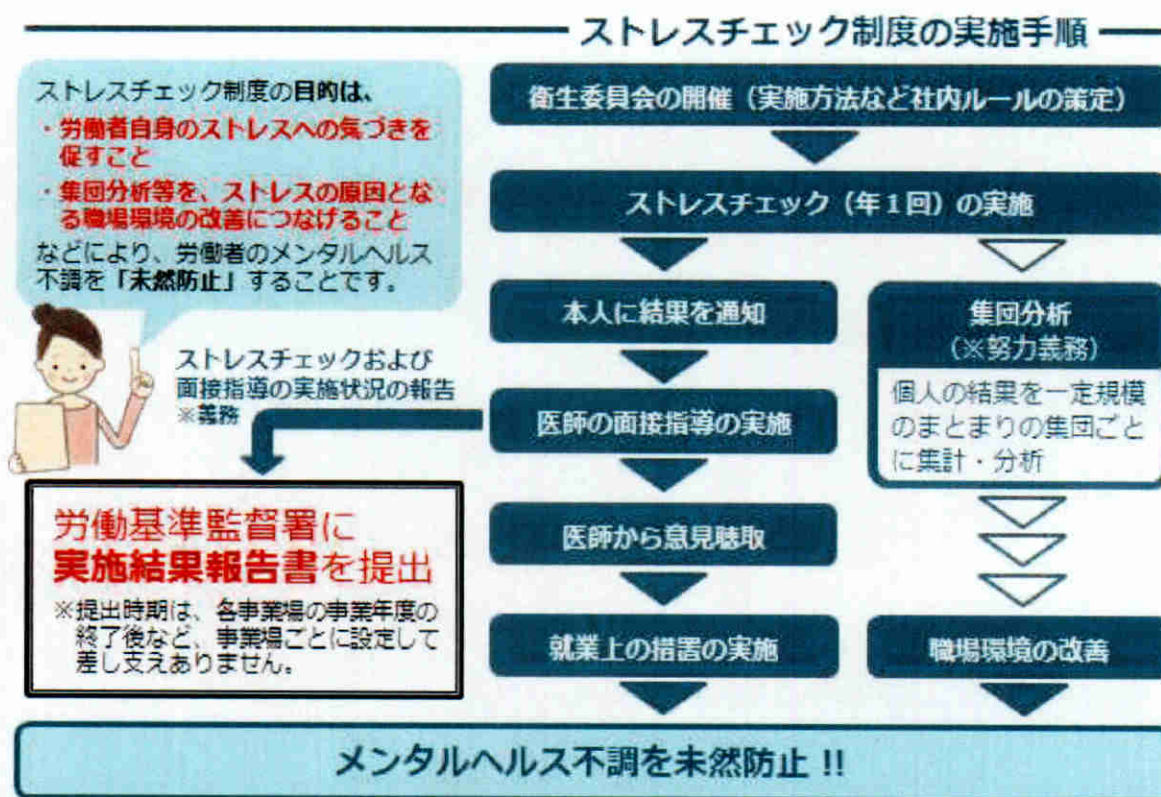
5 集団分析の実施状況（％：集団分析実施事業場数／SC 実施事業場数）

- ◎ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約 79％。【全国：約 78％】

事業場規模	50～ 99 人	100 人～ 299 人	300 人～ 999 人	1,000 人～	全規模計
実施率	75.6	82.1	88.1	100.0	79.1

## ストレスチェック制度について

- 平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、年 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。実施結果は所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。
- ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、
  - ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
  - ・ 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
 などにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。



## 【 用語の説明 】

### 1 「ストレスチェック（SC）」

労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査

### 2 「ストレスチェック（SC）制度」

ストレスチェック及びその結果に基づく医師による面接指導等を内容とする制度

### 3 ストレスチェック（SC）の対象者

事業者がストレスチェックを行うべき「常時使用する労働者」とは、次の

①及び②のいずれの要件をも満たす者。

① 期間の定めのない労働契約により使用される者(契約期間1年以上を含む)

② 通常の労働者の週所定労働時間が4分の3以上の者

### 4 ストレスチェック（SC）実施者

労働安全衛生規則第52条の10において、①医師、②保健師、③厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士、により行う必要がある。

### 5 集団分析

職場におけるストレス要因の評価及び職場環境の改善につなげるため、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析し、その結果を勘案して適切な措置を講ずるように努めなければならないもの。

努力義務であるが、事業者はできるだけこれを実施することが望ましい。

この場合の「一定規模の集団」とは、職場環境を共有し、かつ業務内容について一定のまとまりをもった部、課などの集団をいう。